

番号	指定区域	埋立地の区分
116	一宮市浅井町極楽寺字北浦815、841から843まで、851、851-1、852から855まで、856-1、868-1、869-1、870-1、871-1、876-1、877-1、882-1、882-3、883、883-1、898から903まで及び917から919まで、字切所736、739-2、752から754まで、763-1、765から770まで、776から780まで、781-1及び781-2の全部並びに字北浦812-1、814、816、820-1、821-1、822-1、823-1、827-1、828-1、829、830-1、831、836-2、837-1、838-1、839-1、840-1、844、850、856、868から871まで、876、877、882-2、882-4、884、897、904から907まで、914、916、920-1及び920-2、字切所733、734、734-1、735、737、738、739-1、740、742-1、750-1、751、755、758、759-1、764-1、764-2、771、774、775、782-1、783、785-1、786及び787、字枿之元1291-1、1292、1313及び1314の各一部	政令第13条の2第1号
152	一宮市光明寺字崩西5-2、字中柵72-14、字白山西1-2、2、84から88まで及び90、字白山1-2、字今助1、7、11、13及び17、字白山前1-2及び1-3並びに字西神明32-3の全部並びに字白山前75並びに字西神明90-1、92-1及び93-1の各一部	政令第13条の2第1号

備考 埋立地の区分の欄中「政令」とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいい、指定区域がそれぞれの規定に該当する埋立地であることを示す。